

愛知県武道館利用料金

(令和元年10月1日から適用、単位:円)

利用区分			午前 (9:00-12:00)	午後 (13:00-17:00)	夜間 (18:00-21:00)	全日 (9:00-21:00)	時間外 (1時間ごと)			
第1競技場	アマチュアスポーツのため 利用する場合	練習の場合	全部利用	平日	17,200	22,000	28,800	/		
				土・日曜日、休日	19,600	27,600	35,200			
			1/2利用	平日	8,600	11,000	14,400			
				土・日曜日、休日	9,800	13,800	17,600			
		1/4利用	平日	4,300	5,500	7,200				
			土・日曜日、休日	4,900	6,900	8,800				
		その他の場合	入場料等なし、又は 千円以下の場合	平日	60,000	68,000	86,000		179,000	29,000
				土・日曜日、休日	71,000	82,000	103,000		215,000	35,000
	千円を超え3千円以下 の場合		平日	72,000	81,600	103,200	214,800	34,800		
			土・日曜日、休日	85,200	98,400	123,600	258,000	42,000		
	3千円を超える場合		平日	90,000	102,000	129,000	268,500	43,500		
			土・日曜日、休日	106,500	123,000	154,500	322,500	52,500		
	その他の場合	入場料等なし、又は 千円以下の場合	平日	215,000	244,000	310,000	645,000	107,000		
			土・日曜日、休日	258,000	294,000	372,000	774,000	128,000		
千円を超え3千円以下 の場合		平日	258,000	292,800	372,000	774,000	128,400			
		土・日曜日、休日	309,600	352,800	446,400	928,800	153,600			
3千円を超える場合		平日	322,500	366,000	465,000	967,500	160,500			
		土・日曜日、休日	387,000	441,000	558,000	1,161,000	192,000			
第2競技場	団体利用	平日	6,900	9,300	11,800	23,700	3,300			
第3～第6 競技場		土・日曜日、休日	8,300	11,300	14,100	28,300	4,000			
		平日	10,400	14,100	17,700	35,700	5,100			
		土・日曜日、休日	12,700	16,900	21,200	42,800	6,200			
会議室	第1、第3又は第4会議室		4,000	5,300	4,000	/	1,500			
	第2会議室		3,400	4,700	3,400		1,300			
附属設備	電光掲示板		午前・午後・夜間の各1回、1式につき			20,400	/			
	音響装置	拡声装置及び マイクロホン				A式（マイクロホン3本以内）		1,900		
						B式（マイクロホン4本以上）		4,000		
		ワイヤレスマイクロホン				1,900				
		コンパクトディスクプレイヤー				1,900				
		テープレコーダー				1,900				
	補助いす					午前・午後・夜間の各1回、1脚につき		40		
実費加算	第1競技場をアマチュアスポーツのため利用 する場合において冷暖房設備を使用するとき		1時間につき	観覧席を含む	12,500					
				観覧席を除く	6,000					
	第2競技場において冷暖房設備を使用する場合			2,300						
	第3競技場において冷暖房設備を使用する場合			1,400						
	第4競技場において冷暖房設備を使用する場合			1,000						
	第5競技場において冷暖房設備を使用する場合			1,400						
	第6競技場において冷暖房設備を使用する場合			1,300						
第2、3、4、 5、6競技場	個人利用	中学生以下の者	1人 1回につき	150	回数券(11枚綴り 1,500円)					
		その他の者		600	回数券(11枚綴り 6,000円)					
宿泊室	中学生以下の者		1人 1泊につき	700	/					
	その他の者			1,500						

1 第1競技場の練習の場合には、引き続き大会、競技会等を行うための練習は含みません。

2 第1～第6競技場の附属設備には、設営料、撤去料は含んでいません。